

広島県公立大学法人ネーミングライツ事業募集要項

広島県公立大学法人（以下「本法人」という。）は、「広島県公立大学法人ネーミングライツ事業に関する規程」に基づき、本法人の教育研究環境の充実を図ることを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1 ネーミングライツ事業の定義

契約により、本法人が事業者に命名権（本法人の施設等に対し、事業者の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称（以下「名称等」という。）を設定する権利）を付与し、命名権を付与された事業者（以下「ネーミングライツ事業者」という。）から、その対価（以下「命名権料」という。）を得て、教育研究環境の充実等を図るための事業をいいます。

2 対象施設

別表「ネーミングライツ事業対象施設一覧」のとおりに従います。

3 募集の概要

(1) 契約期間（命名権の付与期間）

令和9年1月1日から原則3年以上5年以内（法人が認めた場合、更新可）

(2) 命名権料最低額（年額）

別表「ネーミングライツ事業対象施設一覧」のとおりに従います。

4 応募資格

以下のいずれにも該当しない事業者（法人、法人以外の団体又は個人事業主）が応募できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営む者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)
- (4) 消費者金融、商品先物取引に関するもの、たばこの製造若しくは販売業(電子たばこ等を含む。)又は賭け事に係る業種に属する事業を行うもの

- (5) 公序良俗に反する事業を行うもの
- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- (7) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- (9) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (10) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 本法人の品位を損なうおそれのある問題等を起こしているもの
- (12) その他ネーミングライツ事業を実施する事業者として適当でないと認められるもの

5 命名権の付与条件

(1) 名称等

- ① 命名する名称等（事業者の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称）は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい名称等として、以下に該当するものは使用できません。
 - ・法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・社会問題についての主義主張に関するもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ・個人、団体等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - ・本学の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの
 - ・その他名称等として適当でないと認められるもの
- ③ 対象となる施設等の正式名称は変更せず名称等を命名することとし、原則、契約期間中は、名称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。

(2) ネーミングライツ事業者の特典

ネーミングライツ事業者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① ネーミングライツ事業者は、ネーミングライツ事業に係る施設等の名称等のサイ

ン、インフォメーションボード等を設置できます。なお、名称等のサイン、インフォメーションボード等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本法人と協議が必要です。

- ② 本法人の公式ウェブサイト等において、名称等を積極的に使用します。
- ③ ネーミングライツ事業者は、ネーミングライツ事業者であることをPRすることができます。
- ④ ネーミングライツ事業者から契約更新の申し出があったときは、優先的に協議を行います。
- ⑤ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

6 名称等の表示、使用等に伴う費用負担

- (1) 名称等の使用開始日において、名称等のサイン、インフォメーションボード等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- (2) 名称等のサイン、インフォメーションボード等の設置、変更及び命名権の付与期間終了、命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ事業者の負担とします（命名権料とは別に負担願います。）。
- (3) 名称等のサイン、インフォメーションボード等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ事業者の負担とします。
- (4) ネーミングライツ事業者は名称等に関する一切の責任を負い、第三者から名称等に関して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、自らの責任及び負担において解決してください。

7 現地説明会

現地説明会を希望される場合は、事前に下記の間合せ先までご連絡ください。

8 応募方法

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- ② 事業者の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 事業者が法人である場合は、法人の登記事項証明書（発行後3箇月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）
- ⑦ 名称等の表示（サイン）のデザイン及び配置が分かる書類

- ⑧ 申請時から過去５年間に於いて、行政機関等から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類（A4 サイズ１枚程度）

(2) 提出期限

令和８年９月３０日（水） １７：００ 必着

9 選考方法

本法人が設置するネーミングライツ事業審査委員会において、応募資格、応募の趣旨、名称等、命名権料及び契約期間について審査の上、選考します。また、応募者が１者のみの場合も、審査を行いますので、採用とならない場合もあります。

10 選考結果の通知、公表

選考結果は、すべての応募者に通知します。

なお、正式に契約を締結した後、その事業者等名、施設等の名称等、命名権料、契約期間等を公表します。ただし、命名権料については、ネーミングライツ事業者が非公開を希望した場合、非公開とします。非公開を希望する場合は、ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）の「その他希望事項」欄にその旨を記載してください。

11 契約の締結

本法人は、ネーミングライツ事業者の決定を通知した事業者等とネーミングライツ契約を締結します。なお、ネーミングライツ事業者は、当該施設等の契約更新に際して、優先的に交渉することができます。

12 命名権料の納入

ネーミングライツ事業者は、原則として本法人が年度ごとに発行する請求書により、指定期日までに命名権料を納入することになります。

ただし、初年度及び最終年度において、命名権の付与期間が１年に満たない場合は、命名権料の年額を当該期間に応じて月割りにより按分した額とします。納入された命名権料は、原則として返還しません。

13 契約の解除

ネーミングライツ事業者は、自らの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができます。この場合において、既に納入された命名権料を返還しないものとし、ネーミングライツ事業者は本法人と協議して決定した違約金を支払うことになります。

14 命名権の取消し

本法人は、ネーミングライツ事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができます。

- (1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツ事業者が、法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) ネーミングライツ事業者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 前条の規定により、ネーミングライツ事業者から契約解除の申出があったとき。
- (5) その他理事長が命名権の付与を取り消すことが必要であると認めるとき。

15 その他留意事項

- (1) 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返還しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された書類は、広島県情報公開条例又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

16 スケジュール

- (1) 公募期間：令和8年8月3日（月）～令和8年9月30日（水）
- (2) 応募書類提出期限：令和8年9月30日（水）17時
- (3) 事業者選考：令和8年10月上旬（予定）
- (4) 契約締結：令和8年10月下旬（予定）
- (5) 事業者との調整：令和8年11月（予定）
- (6) サイン等設置工事：令和8年12月（予定）
- (7) 事業開始：令和9年1月（予定）

17 申込書の提出先及び問合せ先

広島県公立大学法人 本部財務課 予算・管理係

〒734-8558 広島市南区宇品東一丁目1-71

TEL：082-251-4720

FAX：082-251-9405

E-mail：yosan@pu-hiroshima.ac.jp

(別表) ネーミングライツ事業対象施設一覧

大学・ キャンパス	施設名称	年間 利用者数 (延べ)	建築年 (改修年)	床面積	命名権料 最低額 (税抜)
県立広島大 学・広島キ ャンパス	図書館	31,805人	H 8 年	3,333㎡	300万円
	大講義室	約20,000人	H 8 年	493㎡	150万円
	1275講義室	約5,000人	H 7 年 (H27年)	88㎡	50万円
	1278講義室	約5,000人	H 7 年 (H27年)	88㎡	50万円

※詳細はネーミングライツ事業対象施設を参照

※机・椅子等の物品は含めない

審査基準

1 選定方法

本法人が設置するネーミングライツ事業審査委員会において、応募資格、応募の趣旨、名称等、命名権料及び契約期間について審査の上、選考します。また、応募者が1者のみの場合も、審査を行いますので、採用とならない場合もあります。

2 審査基準

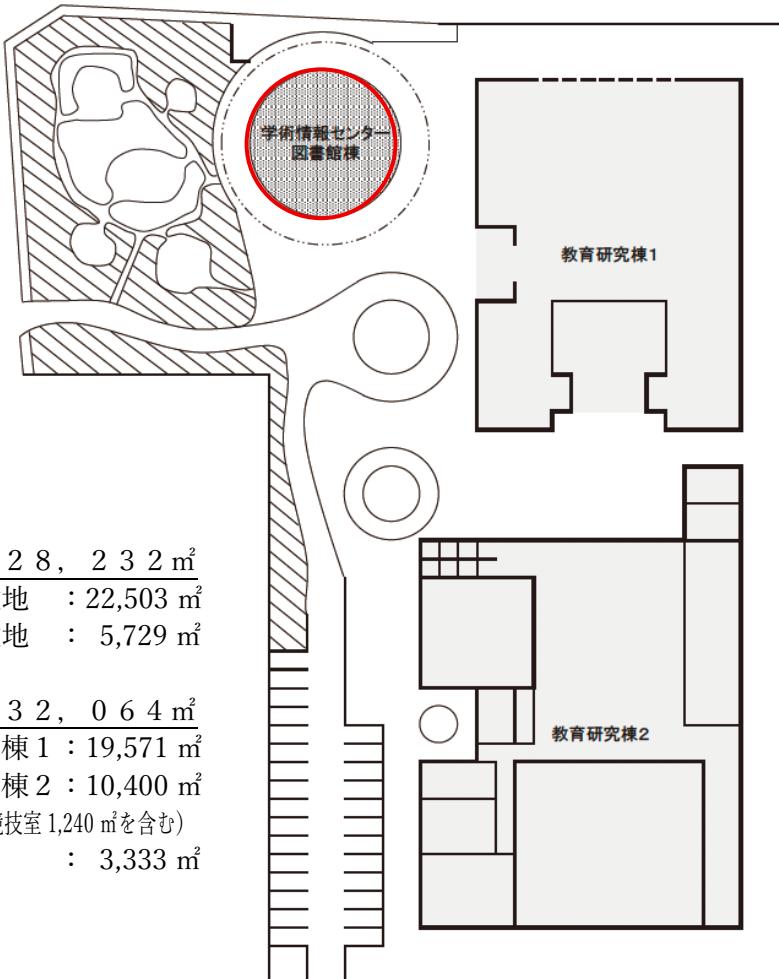
審査項目		要件・基準等	評価ポイント	配点
資格要件	資格	・応募資格を満たしているか ・過去に重大な事故や不誠実な行為を行っていないか ・経営基盤が安定しているか	・コンプライアンス等の法令遵守 ・財務状況の健全性 (例) 債務超過、3期連続赤字等是否と判断する	適・否
選考基準	応募の趣旨	・事業の趣旨に合致しているか	・教育・研究活動への理解 ・地域社会への貢献意識 ※単なる広告目的ではなく、大学の教育的役割を理解した応募内容となっているか 評価点＝配点×5段階評価に応じた割合* ¹	35点
	名称等 (デザインを含む)	・学生、教職員に受け入れられる案であるか ・施設等のイメージを損なうおそれがないか ・大学のブランドイメージを高める効果が期待できるか ・色彩や形状が過度に広告的ではなく、適切な表現になっているか	・教育機関の名称としての適切性 ・利用者の混乱の有無 ・大学のイメージ向上への寄与 ・施設の景観や周辺環境との調和が図られているか 評価点＝配点×5段階評価に応じた割合* ¹	35点
	命名権料	・命名権料最低額以上であるか ・高額であるほど高評価とする	評価点＝配点×(提案額/最高提案額)	15点
	契約期間	・契約期間が3年以上であるか(5年が上限) ・期間が長いほど高評価とする	3年：9点、4年：12点、5年：15点	15点

*¹ 5段階評価割合：高評価：1.0 (35点)、やや高評価：0.8 (28点)、標準：0.6 (21点)、やや低評価：0.4 (14点)、低評価：0.2 (7点)

3 その他

- (1) 合計得点が最も高い応募者を選定することとし、合計得点が同点であった場合は、「名称等」「命名権料」「契約期間」の順に各審査項目の合計得点が高い応募者を選定する。
- (2) 配点の合計が審査委員平均で60点未満の場合は、失格とする。
- (3) 命名権料、契約期間が基準額・基準契約期間未満の場合は、失格とする。

【県立広島大学広島キャンパス】

対象施設	図書館
設置年	平成8年
面積	3,333㎡(4階建)
用途	学生、教員その他県民への図書閲覧、貸出等
年間利用者数	延べ31,805人(令和7年度)
命名権料	年間300万円以上(税抜)
契約期間	3～5年間
特記事項	広島キャンパスの正門から近く、大学の象徴的な建物です。特色あるデザインのため、校外からもよく目立ちます。また、学生等の学内関係者だけでなく、広く一般県民にも開放されているため、多くの人の目に触れる施設です。 [受賞歴等]朝日新聞 Think キャンパス「美しい大学図書館」に掲載 広島県主催「ひろしまたてものがたり」100 セレクション選出等
配置図	 校地面積：28,232㎡ 校舎等敷地：22,503㎡ 運動場敷地：5,729㎡ 校舎面積：32,064㎡ 教育研究棟1：19,571㎡ 教育研究棟2：10,400㎡ (うち、大競技室1,240㎡を含む) 図書館：3,333㎡

【建物外観】



【エントランス】



【エントランス左側】～附属図書館のサイン～



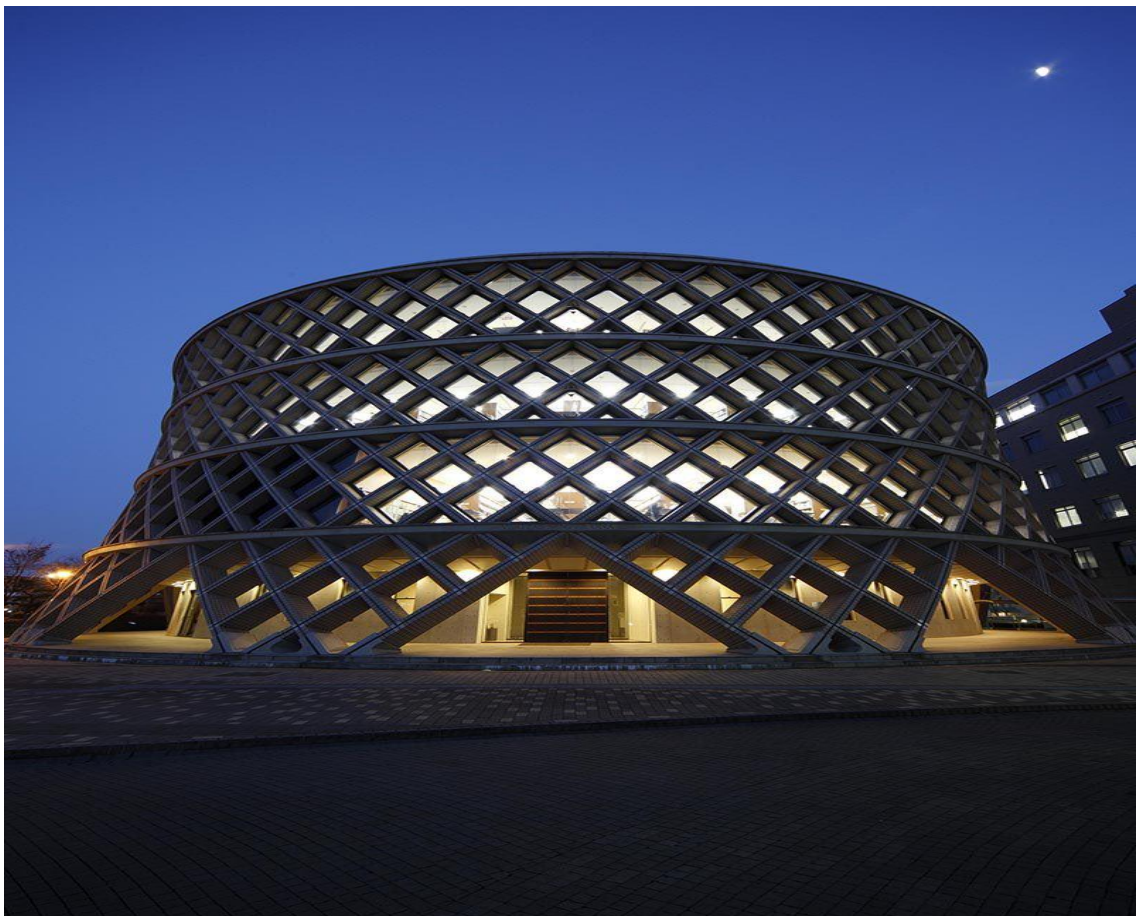
【エントランス右側】～ネーミングライツのサイン設置個所（案）～



【図書館内部】

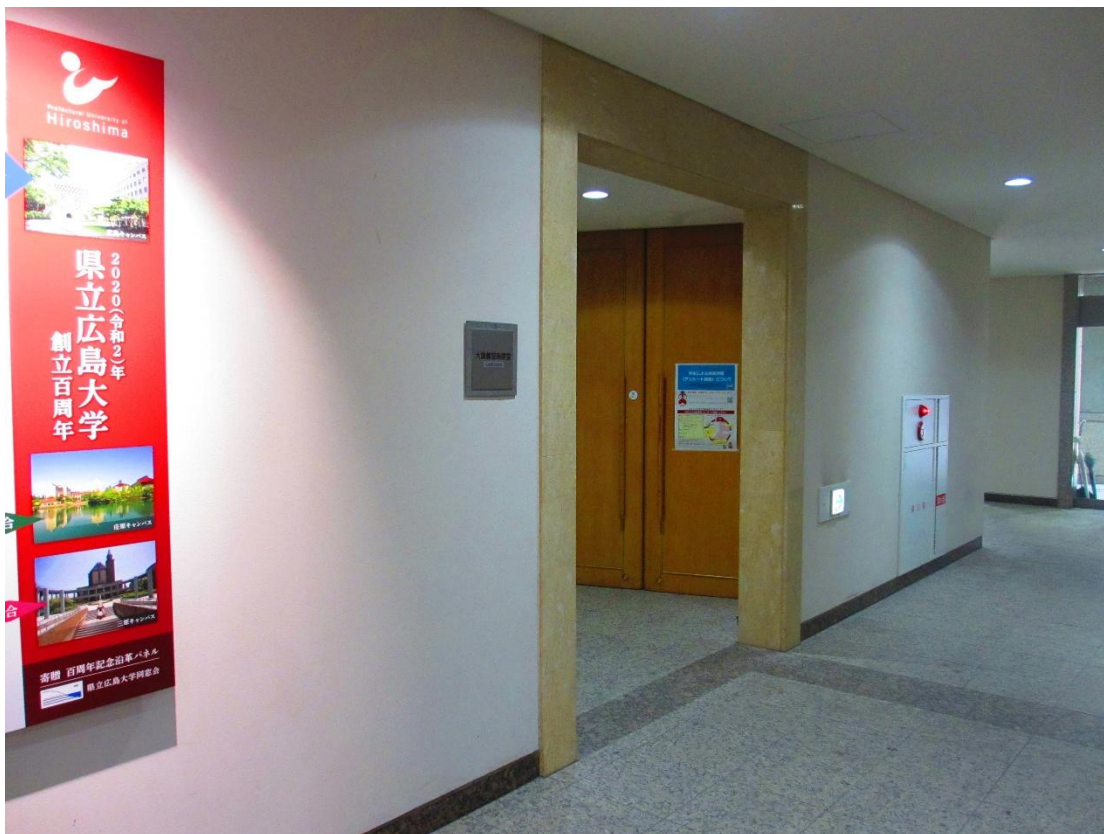


【夜の外観】



対象施設	大講義室
設置年	平成8年
面積	493㎡
用途	授業、大学説明会、オープンキャンパス、公開講座等
年間利用者数	延べ約20,000人（令和7年度）
命名権料	年間150万円以上（税抜）
契約期間	3～5年間
特記事項	大講義室は授業をはじめ、大学説明会やオープンキャンパス、公開講座など多様な用途で活用される施設です。多くの学生や来訪者が利用する場であり、学内外の多くの方々に広く認知されやすい施設となっています。
配置図	校地面積：28,232㎡ 校舎等敷地：22,503㎡ 運動場敷地：5,729㎡ 校舎面積：32,064㎡ 教育研究棟1：19,571㎡ 教育研究棟2：10,400㎡ （うち、大競技室1,240㎡を含む） 図書館：3,333㎡

【エントランス①】

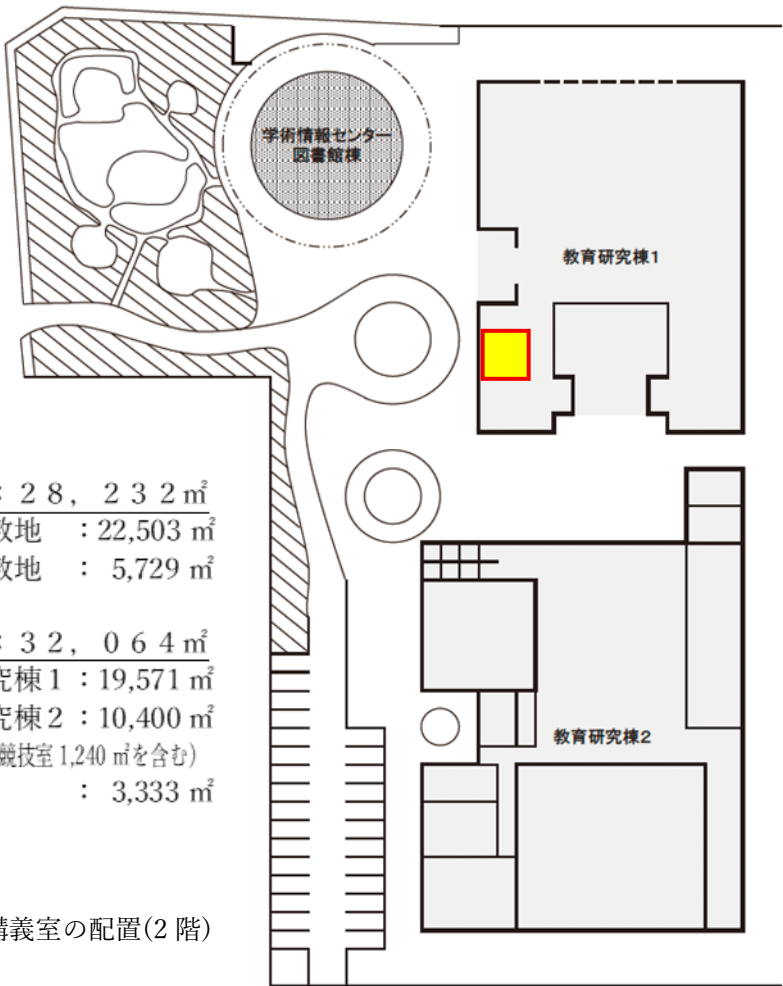


【エントランス②】～ネーミングライツのサイン設置個所（案）～



【大講義室内部】



対象施設	1275 講義室（教育研究棟 1 2 階）
設置年	平成 27 年度（改装年度）
面 積	87.48 m ²
用 途	講義、演習、その他公開講座や学内外会議等
年間利用者数	延べ 5,000 人程度 （※授業期間中平日 3 日間及び土曜日に 150 人/週の学生利用を想定した試算）
命名権料	年間 50 万円以上（税抜）
契約期間	3 ～ 5 年間
特記事項	1275 講義室は、平成 28 年 4 月に開設した大学院経営管理研究科（通称：HBMS: Hiroshima Business and Management School）1 年生のメイン講義室です。HBMS はビジネススクールであり、主に社会人学生が学ぶため、平日夜間・土日を中心に使用していますが、平日昼間の時間帯においては、学部生向け講義でも使用しています。 広島キャンパス内でも机・椅子共に可動式の講義室は稀であり、インタラクティブ・レクチャー（双方向型講義）やグループワークを行うのに適した講義室となっています。
配置図	 校地面積：28,232 m² 校舎等敷地：22,503 m² 運動場敷地：5,729 m² 校舎面積：32,064 m² 教育研究棟 1：19,571 m² 教育研究棟 2：10,400 m² （うち、大競技室 1,240 m²を含む） 図書館：3,333 m² ■ 1275 講義室の配置(2 階)

【講義室外観（前扉・後扉）】～ネーミングライツのサイン設置箇所（案）～

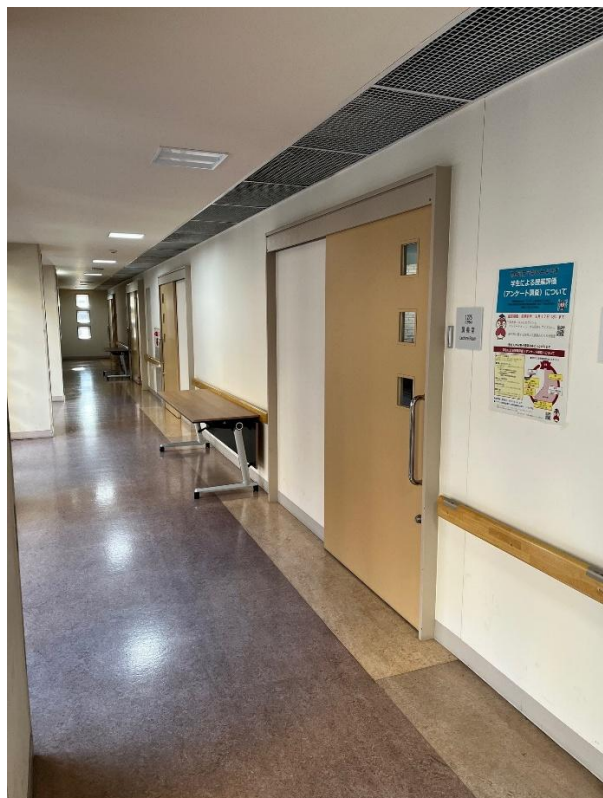
1275A（前側引き扉）



1275B（後ろ側引き扉）



1275 講義室前の廊下全景



【講義室内の様子（ご参考）】

1275 講義室内の様子（正面）



1275 講義室内の様子（全景）



対象施設	1278 講義室（教育研究棟 1 2 階）
設置年	平成 27 年度（改装年度）
面 積	87.48 m ²
用 途	講義、演習、その他公開講座や学内外会議等
年間利用者数	延べ 5,000 人程度 （※授業期間中平日 3 日間及び土曜日に 150 人/週の学生利用を想定した試算）
命名権料	年間 50 万円以上（税抜）
契約期間	3 ～ 5 年間
特記事項	1278 講義室は、平成 28 年 4 月に開設した大学院経営管理研究科（通称：HBMS: Hiroshima Business and Management School）2 年生のメイン講義室です。HBMS はビジネススクールであり、主に社会人学生が学ぶため、平日夜間・土日を中心に使用していますが、平日昼間の時間帯においては、学部生向け講義でも使用しています。 広島キャンパス内でも机・椅子共に可動式の講義室は稀であり、インタラクティブ・レクチャー（双方向型講義）やグループワークを行うのに適した講義室となっています。 また、同教室は広島県公立大学法人内キャンパス間（県立広島大学庄原キャンパス・三原キャンパス、叡啓大学鞆町キャンパス）を結ぶ遠隔講義システムを備えた講義室となっています。
配置図	校地面積：28,232 m² 校舎等敷地：22,503 m² 運動場敷地：5,729 m² 校舎面積：32,064 m² 教育研究棟 1：19,571 m² 教育研究棟 2：10,400 m² （うち、大競技室 1,240 m²を含む） 図書館：3,333 m² 1278 講義室の配置(2 階)

【講義室外観（前扉・後扉）】～ネーミングライツのサイン設置個所（案）～

1278A（前側引き扉）



1278B（後ろ側引き扉）



1278 講義室前の廊下全景



【講義室内の様子（ご参考）】

1278 講義室内の様子（正面）



1278 講義室内の様子（全景）

